

北海道立オホーツク流水科学センター利用料免除届

見学日時	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分 (時アストロ)		
団体等名	代表者名 電話番号		
人数	名(引率者 名)		
受理年月日	年 月 日(電話・文書・窓口)	受理者名	
適 要	※窓口受理の場合、受付担当者が直接免除区分確認		

※該当する利用料金免除区分に○印を付すこと。

施行規則第5条

- ア 小学校の児童又は中学校若しくは中等教育学校の前期課程の生徒の引率者である教職員
- イ 土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第2条に規定するこどもの日若しくは文化の日に利用する高等学校の生徒及びこれに準ずる者
- ウ 学校教育又は社会教育により利用する高等学校の生徒及びこれに準ずる者(10人以上で利用する場合に限る。)
- エ 特別支援学校の児童及び生徒並びにこれらの引率者
- オ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設に入所し、又は通園している少年及びその引率者
- カ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその引率者
- キ 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者
- ク 児童相談所、知的障害者更正相談所、精神保健福祉センター若しくは障害者職業センターの長又は精神保健指定医により知的障害者と判定された者及びその引率者
- ケ 精神保健福祉センターの長、精神保健指定医又は精神科を標ぼうする医師により精神障害者(知的障害者を除く。)と判定された者及びその引率者
- コ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設に入所している者及びその引率者
- サ 65歳以上の者
- シ その他知事がアからサまでに掲げる者に準ずる者と認めるもの
 - (1) 施設の管理運営業務又は所蔵・展示資料の調査研究業務に関する視察(以下「公務上の視察」という。)のため来館した国会議員又は国会、裁判所若しくは政府関係機関の職員
 - (2) 公務上の視察のため来館した地方公共団体の長、議会議員又はその職員
 - (3) 北海道が特に招待した者
 - (4) 所蔵・展示資料の調査研究のため来館した博物館等の関係者(外国人を含む。)又は学校教職員
 - (5) 公務上の視察のため来館した外国の議会議員、自治体の長その他公職に就いている者
 - (6) 北海道内の市町村に外国人登録を行っている留学生

施行規則第5条第2号

- ・ 事前の協議により知事が特別の理由があると認めた場合